

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第10号**

**高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成8年高知県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「（外国人のときは、外国人登録証明書の写し）」を削る。

第8条中「この規則に定めるもののほか、」を削り、「警察本部長」を「高知県警察本部長」に改める。

別記第4号様式備考2中「婦人補導員手帳等にはり付ける」を「補導職員手帳等に貼り付ける」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（利用カードを販売する自動販売機の設置届）

第4条 条例第5条第1項第5号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(5) 略

2 略

3 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 利用カードを販売しようとする者が個人の場合にあっては、住民票の写し

(2) 略

（委任）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、高知県警察本部長が定める。

旧

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（利用カードを販売する自動販売機の設置届）

第4条 条例第5条第1項第5号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(5) 略

2 略

3 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

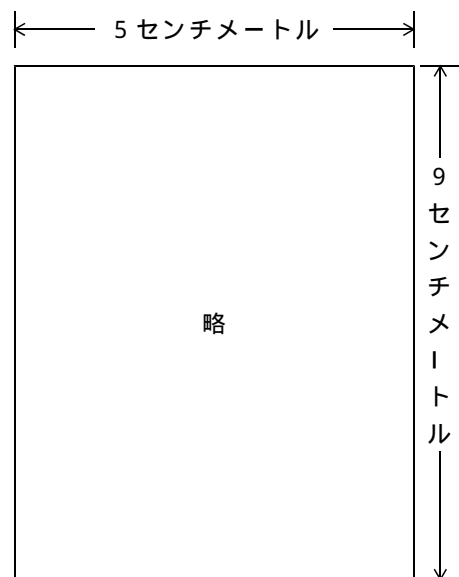
(1) 利用カードを販売しようとする者が個人の場合にあっては、住民票の写し（外国人のときは、外国人登録証明書の写し）

(2) 略

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

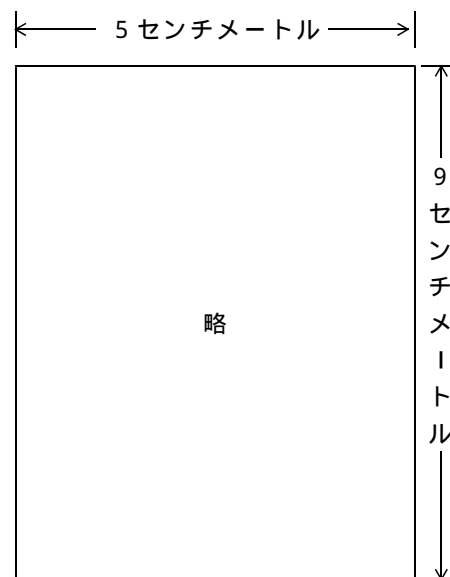
第4号様式（第7条関係）



備考

- 1 略
- 2 この証明書は、警察手帳又は補導職員手帳等に貼り付けるものとする。

第4号様式（第7条関係）



備考

- 1 略
- 2 この証明書は、警察手帳又は婦人補導員手帳等にはり付けるものとする。